

令和元年 11 月 28 日
長野県健康福祉部医療推進課

1 概要

厚生労働省、観光庁連名の依頼通知（平成 31 年 3 月 26 日付け医政総発 0326 第 3 号、観参第 800 号 厚生労働省医政局総務課長、観光庁外客受入担当参事官）に基づき、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」選出。

2 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件及び本県の考え方

区 分	本県の考え方
ア 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関	4ブロック毎に1か所以上
イ 外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）	二次医療圏毎に1か所以上

※留意事項（上記1の国の考え方）

- ・今般の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出依頼は、各都道府県がこれまで構築した既存の医療提供体制に変更を求めるものではなく、各都道府県の状況に応じ適切な体制の構築を依頼するものとされている。
- ・医療機関リストの情報は、政府や日本政府観光局（J N T O）のみならず、医療機関等からの特段の申し出がない限り、自治体や民間事業者にも提供され、定期的に更新される。また、厚生労働省と観光庁が都道府県へ助言や支援を行い、PDCA サイクルを回していく予定。

3 本県の選出方法

- ・観光庁が公表している「訪日外国人旅行者受入れ医療機関リスト」（観光部観光誘客課国際観光推進室が窓口）に掲載されている医療機関に対し募集を行い、意思を確認した上で選定。
 ※観光庁リスト：「緊急時対応などが可能である」医療機関
 「外国語による診療が可能である」医療機関
- ・多文化共生部門（県民文化部国際課）、観光部門（観光誘客課国際観光推進室）、医療部門（医療推進課）による会議で選出医療機関を検討。その際、医師会のオブザーバー参加を依頼。また、保健所から情報を収集。
- ・リスト作成後、厚生労働省に提出（9/30）【別紙】。

4 経過等

2019年5月末 ※オリンピック等の開催地等を含む医療圏等 2019年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 回答提出期限（都道府県から国へ医療機関リスト提出） ・医療機関リストの公開（第1回）
2019年9月末	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回 回答提出期限（都道府県から国へ医療機関リスト提出）
2019年11月以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関リストの更新・公開（第2回）
2020年度以降(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関リストの定期的な更新・公開